

令和2年5月1日

お客様各位

甲府信用金庫

「山梨県経済変動対策融資・新型コロナウイルス感染症関連」のご案内

当金庫では新型コロナウイルス感染症の拡大により経営に深刻な影響を受けられた事業者様の資金繰り支援のため、民間金融機関でも実質無利子・無担保の融資を受けることができる制度融資「山梨県経済変動対策融資・新型コロナウイルス感染症対策関連」の取り扱いを開始いたしました。

お申し込みいただける方や利子補給の条件など、ご融資の内容につきましては次ページにてご確認くださいとともに、ご不明な点等につきましては各店舗の窓口、または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

以上

【お問い合わせ先】
甲府信用金庫 営業統括部
お客様相談窓口
電話：0120-512-038

【山梨県経済変動対策融資】

<新型コロナウイルス感染症対策関連>

お申込 いただける方	次のすべての条件を満たす法人または個人事業主の方 (1) 当金庫の会員または会員資格を有しており、かつ、当金庫内の営業区域に事業所を有する方 (2) 新型コロナウイルス感染拡大を要因に売上高等が減少しており、以下のいずれかに該当する方（市町村発行の①から③いずれかの認定書が必要です。） ① セーフティネット保証5号の認定を受けた方 中小企業信用保険法第2条第5項第5号で指定する不況業種(※1)で、次のア、イのいずれか(※1:令和2年5月1日現在、農林水産業等を除く全ての業種が指定されています。) ア. 最近3カ月の売上高等が前年同期比5%以上減少 イ. 最近1カ月の売上高等とその後の2カ月の売上高等を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少見込み（ただし、最近3カ月間の売上高等が算出可能となるまでの間に限ります。） ② 危機関連保証の認定を受けた方 原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少見込み ③ セーフティネット保証4号の認定を受けた方 原則として1カ月間の売上高等が前年同月比で20%以上減少、かつ、その後2カ月間を含む3カ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少見込み (3) 「県税に未納がない証明」(※2)の交付を受けられる方 (※2:新型コロナウイルスの影響による納税猶予の特例制度を利用している場合でも申込み可能です。)
お使いみち	運転資金・設備資金
ご融資金額	3,000万円以内
ご融資期間	10年以内（据置期間最長5年以内を含みます。）
ご融資形態	証書貸付
ご返済方法	元金均等返済（利息前払い）
ご融資金利	1. 4%（固定金利） 小規模事業者(※3)に該当する個人事業主の方、および、売上高等の減少率が15%以上の法人・小規模事業者以外の個人事業主の方は、国の利子補給制度により当初3年間の利息負担が実質ゼロとなります。(※3:常時使用する従業員数が20人(商業サービス業は5人)以下)
延滞損害金	ご返済を延滞された場合の損害金は年14.5%とさせていただきます。
担保	原則として必要ございません。
保証人	法人の方：原則として代表者以外不要 個人の方：原則として保証人不要
保証	山梨県信用保証協会の保証をご利用いただきます。
保証料	山梨県信用保証協会の保証料は、国および県から全額補助されます。
お申込期間	令和2年5月1日から令和2年12月31日まで （ただし、令和3年1月31日までの実行が条件となります。）
手数料	・ご融資後6か月以降に全額繰上返済または一部繰上返済をされた場合、および、ご融資期間中に返済条件を変更された場合は、当金庫所定の手数料を申し受けます。
ご留意事項	・審査の結果によってはご希望に添えない場合もございますのであらかじめご承知おきください。 ・記載されている諸条件、金利、手数料等は変更することがございます。 ・ご不明な点や詳しい商品内容やご返済額の試算につきましては、当金庫の窓口までお問い合わせください。

(令和2年5月1日現在)